相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県朝霞市根岸台四丁目一三番、最後の住所埼玉県朝霞市根岸台四丁目一三番二二号　被相続人　亡　濵盛　重師

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

名古屋市中区丸の内三―五―三五弁護士ビル八〇一号　相続財産管理人　弁護士　竹之内智哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区花園藪ノ下町一五番地の一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西本　岩男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

京都市西京区上桂三ノ宮町九番地の一四　相続財産管理人　稲垣　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒市高山町一九八三番地七、最後の住所大阪市西区南堀江一丁目二六番二七―九一〇号　被相続人　亡　岡田　弘枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル三階　相続財産管理人弁護士　宇田　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市鴻池町二丁目六〇五番地九、最後の住所大阪府東大阪市東鴻池町五丁目七番五二号　被相続人　亡　戸川　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

大阪市北区西天満三丁目二番九号翁ビル七階　相続財産管理人弁護士　三浦　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区上本町西三丁目五番地、最後の住所大阪府豊中市北緑丘一丁目二番二―一一〇九号　被相続人　亡　西川原三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

大阪市北区西天満三丁目二番九号翁ビル七階　相続財産管理人弁護士　三浦　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区東出町二丁目四二番地、最後の住所神戸市西区池上四丁目一〇番地の一九・六―一号　被相続人　亡　水島　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

神戸市中央区播磨町四九番地　神戸旧居留地平和ビル二階　弁護士法人あさひ法律事務所　相続財産管理人　中村　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市硯町三丁目三二番地、最後の住所兵庫県明石市太寺四丁目九番七号　被相続人　亡　西村　駿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

神戸市中央区明石町四八番地　神戸ダイヤモンドビル八階　六甲法律事務所　相続財産管理人　弁護士　浅田　修宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県小田郡矢掛町矢掛二〇五〇番地一、最後の住所岡山県小田郡矢掛町東川面九六三番地　被相続人　亡　青山　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

事務所岡山県岡山市北区番町二―三―二浦上ビル三階　相続財産管理人　弁護士　澁谷　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市豊岡町大町一四六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長野　則子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

愛媛県四国中央市寒川町二三六九番地一　相続財産管理人　高橋　隆晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市大字木立一九八九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大原　ハル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

大分県佐伯市鶴谷町三丁目二番一号　相続財産管理人　清家　好文

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　アフレッシュクレジット株式会社

代表者の氏名　代表取締役　諸永　久則

本店の所在地　東京都千代田区飯田橋二丁目一〇番一〇号

その他の営業所の名称及び所在地

東京支店　東京都千代田区飯田橋二丁目一〇番一〇号

大宮支店　埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目七九番七号

名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目四番一九号

大阪支店　大阪府大阪市北区国分寺二丁目一番一四号

福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅中央街八番二七号

二、登録番号　関第一〇四号

登録年月日　平成十年四月十五日

登録消除年月日　平成二十二年三月二十五日

三、営業保証金の額　金三十五万円

四、前項の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出すること。

五、前項の申出書の提出がないときは、第三号の保証金は取り戻される。

平成二十四年八月二日

東京都千代田区飯田橋二丁目一〇番一〇号　アフレッシュクレジット株式会社　代表取締役　諸永　久則

決　算　公　告

平成24年8月2日

東京都千代田区平河町二丁目5番5号

一般社団法人国際観光旅館連盟

代表理事　佐藤　義正

貸借対照表の要旨

（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,462
	固定資産	14,389
	合計	**32,852**
負債及び正味財産の部	流動負債	4,072
	固定負債	10,551
	負債合計	**14,624**
	一般正味財産	18,228
	正味財産合計	**18,228**
	合計	**32,852**